

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 4 1 号)

平 成 28年11月28日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った保有個人情報不開示決定について、実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示請求

平成28年5月18日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成25年度の人事評価について申請者本人の能力評価に関する評価者のコメント欄の開示を請求する(1期及び2期)」と記載して保有個人情報の開示を請求した(以下「本件開示請求」という。)

2 実施機関の決定

平成28年6月1日、実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として「平成25年度第1期及び第2期の人事評価について、開示請求者の能力評価に関する評価者のコメント欄」を特定の上、これを不開示とする決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示をしない理由を次のように付記して審査請求人に通知した。

条例第18条第7号エに該当する。

当該保有個人情報は、市が行う事務に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

平成28年6月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

第3 審査請求の趣旨

実施機関の本件処分を取消すとの裁決を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書の記載内容並びに意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 評価者の保護のみを優先し、被評価者の人権等を無視した処分は、日本国憲法第11条及び第14条並びに第21条に違反し、同法を著しく汚すものである。
- 2 評価者の人権だけを守り、被評価者の人権はどうでもよいという考えを改めるべきである。
- 3 人事課は説明責任を果たすべきである。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容及び事情聴取によると、概ね次のとおりである。

- 1 能力評価に関する評価者のコメント欄の記載は、1次評価者及び2次評価者が、被評価者に開示されないことを前提に人事管理上必要な事項や、被評価者の職務行動について、プラス面だけではなく、改善すべき点や注意すべき所等マイナス面も含めて率直な評価を人事評価シス

テムに入力するものである。

- 2 コメント欄を開示すると、評価者が被評価者に対して率直な意見の記載を控えたりするなどして適切な評価が行われず、人事評価制度が形骸化するおそれがある。
- 3 コメント欄にはマイナス面のコメントも記載しているため、開示することで評価者と被評価者の信頼関係が損なわれるおそれがある。
- 4 審査請求人に対する能力評価については、人事評価審査委員会で審査されており、審査の結果、評価結果は妥当であり、評価に至る過程にも問題はなかったとされている。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件審査請求の対象となっている保有個人情報について

本件審査請求の対象となっている保有個人情報は、「平成25年度第1期及び第2期の人事評価について、開示請求者の能力評価に関する評価者のコメント欄」(以下「本件保有個人情報」という。)である。天津市の人事評価制度は、実施機関によると以下のとおりである。

天津市の人事評価制度は、業績評価と能力評価の評価手法をとっている。業績評価は、年度当初に被評価者自身が設定した個人目標の達成状況の評価するものであり、能力評価は、職務遂行の姿勢や態度、職務遂行上発揮した能力、身につけている知識・技術を評価するものである。人事評価は1次評価者(被評価者の監督者)、2次評価者(1次評価者の監督者)及び調整者(2次評価者の監督者)の順に行い、人事評価システムに入力する。評価結果は、被評価者が評価結果開示シートを直接確認し、必要に応じて1次評価者が面談を実施する。評価内容について問合せをしたい場合は、被評価者から1次評価者に対して開示面談の申し出ができ、申し出があった際は面談に応じる必要がある。評価結果開示シートには、最終の評価結果を記載しており、能力評価は、評価項目毎に評価された評語及び評価点並びに評価全体の評語及び評価点を記載している。能力評価に関する評価者のコメント欄は、1次評価者及び2次評価者が、被評価者に開示されないことを前提として、人事管理上必要な事項や、被評価者の職務行動について、プラス面だけではなく、改善すべき点や注意すべき所等マイナス面も含めて率直な評価をシステムに入力している。

審査請求人は、本件保有個人情報を開示するよう主張している。一方、実施機関は、条例第18条第7号エに該当すると主張しているため、当審査会は、不開示情報の条例第18条第7号エの該当性について検討する。

- 2 本件保有個人情報にかかる条例第18条第7号エの該当性について

条例第18条第7号エは、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、一般的には、職員の採用・配置、人事考課、給与管理等職員の身分取扱いに係る事務について、開示することにより、公正又は円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められるものと解される。

本件保有個人情報は、開示されないことを前提とした評価者等が、被評価者(審査請求人)に開示されることを想定せずに率直な記載を行っているものであり、これを開示すると、今後行われる人事評価において、評価者等が率直な評価を記載することが困難になる場合も想定され、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ

ることから、本件保有個人情報 は条例第18条第7号エに該当する。また、正当な理由がないにもかかわらず開示面談が実施されない等、人事評価システムが機能しないといった特段の事情がある場合は、評価の根拠を知る上で開示の必要性について個別に判断すべきである。しかし本件は、第1期評価については機会があったにもかかわらず開示面談を利用していなかったこと、第2期評価については開示面談が既に実施されたことに照らし合わせると、これを開示すべき特段の事情は認められない。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 7月 5日	諮問書の受理
平成28年 7月27日	審査請求の概要説明 審査請求人からの意見陳述 実施機関からの事情聴取 審議
平成28年 8月26日	審議
平成28年 9月26日	審議
平成28年10月24日	審議
平成28年11月21日	審議
平成28年11月28日	答申